

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	17-2
許認可等の種類	家畜商名簿の登録の変更			
根拠法令条例等・条項	家畜商法施行令第3条第3項			
許認可等の概要	家畜商の住所・氏名等に変更を生じた場合の家畜商名簿の登録変更。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	1 家畜商が、住所・家畜の取引の事業に係る事業所の所在地・氏名・生年月日の変更を証する書類を添えて届け出ていること。			
基準の制定根拠	同法施行令第2条			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	3日以内	(内訳) 経由機関 (地域振興局) 協議機関 () 処分庁 農政部園芸畜産課	7日以内	3日以内
期間の制定根拠	—			